

【参考資料6】

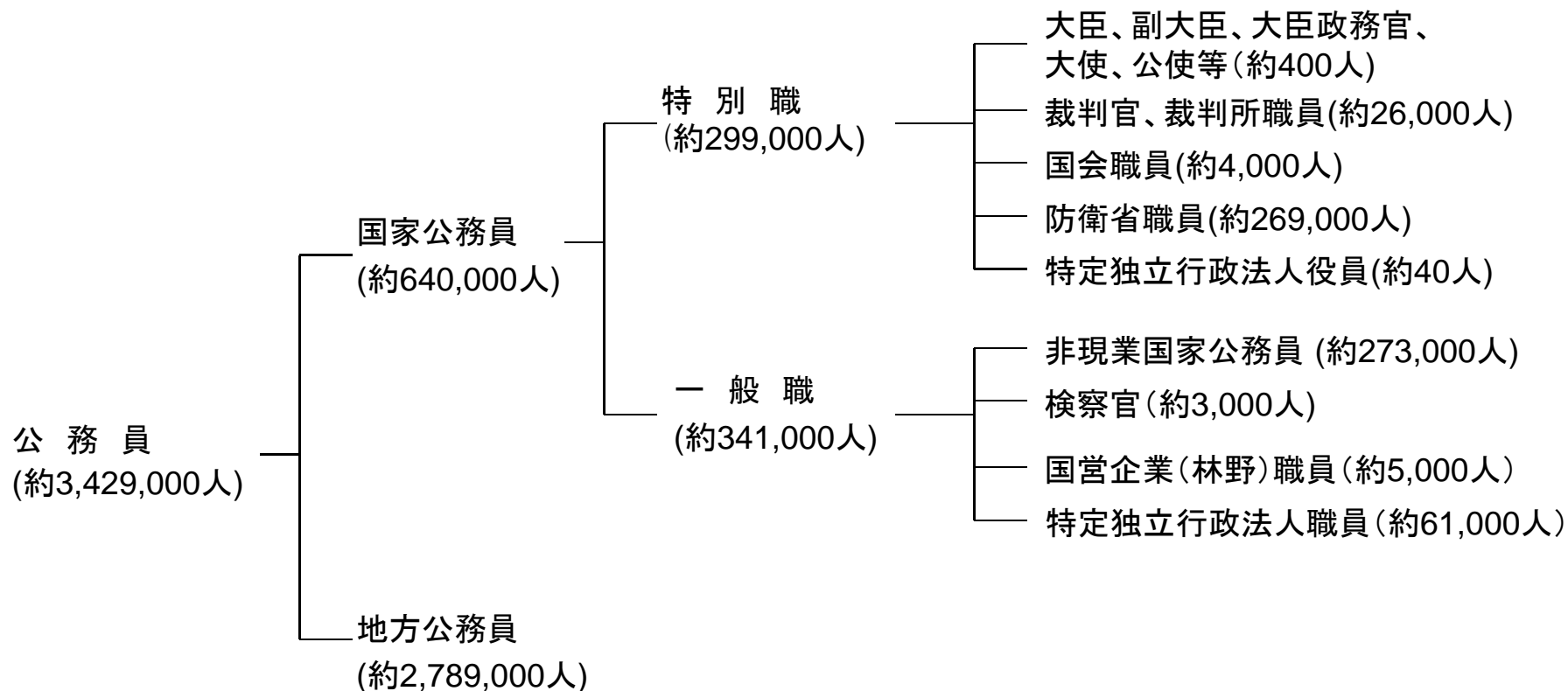
# 国家公務員の人事管理等に係る 現状について

平成25年4月1日

国家公務員制度改革推進本部事務局

# 1. 総論 (1) 公務員の種類と数

公務員は、国家公務員が約64万人、地方公務員が約279万人。



(注)1 国家公務員の数は、以下を除き、平成24年度末予算定員による。

① 特定独立行政法人役員の数、平成23年10月1日現在の常勤役員数。

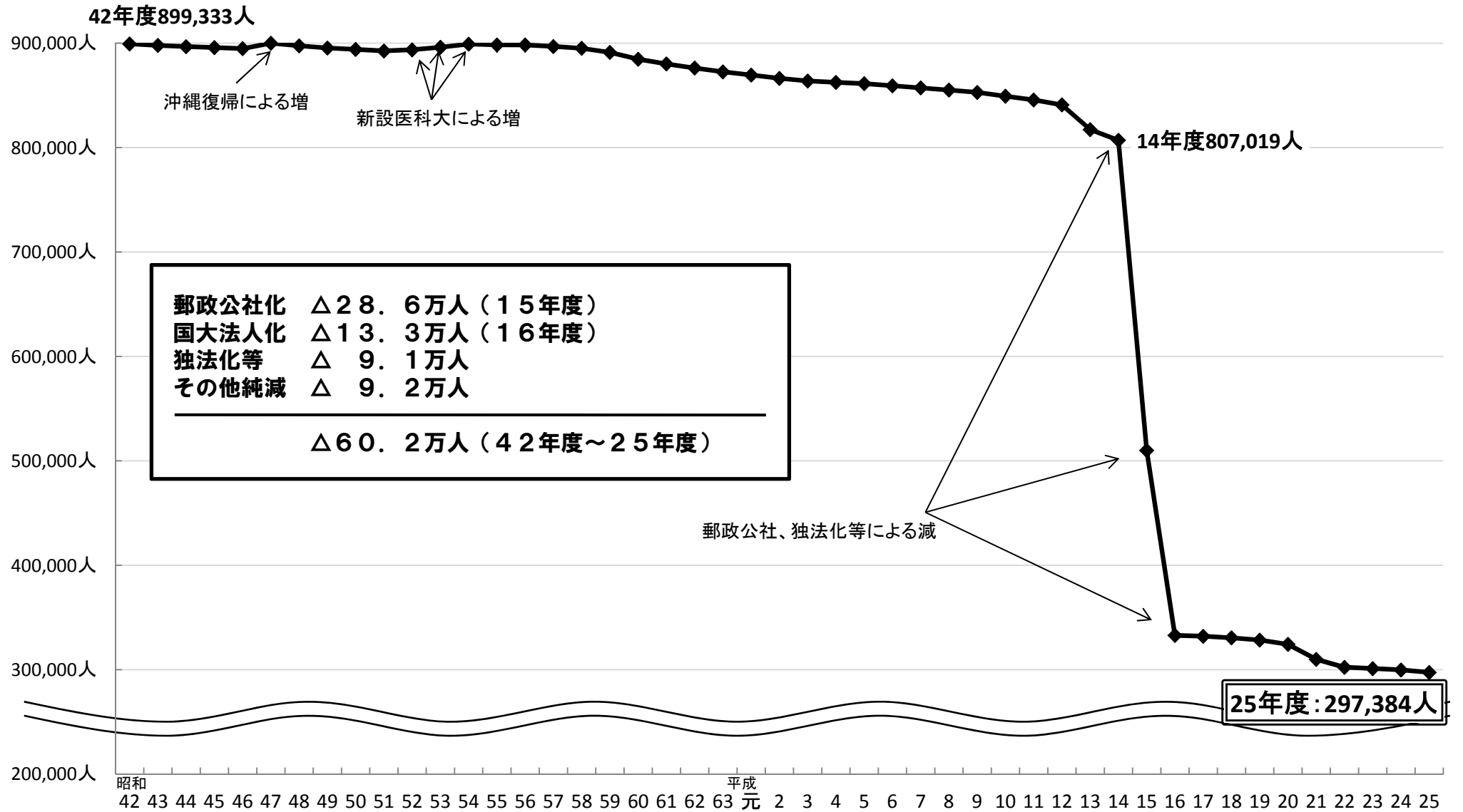
② 特定独立行政法人職員の数、平成24年1月1日現在の常勤職員数。

2 地方公務員の数は、「平成23年地方公共団体定員管理調査」による一般職に属する地方公務員数である。

3 職員数については、端数処理の関係で必ずしも合計数とは一致しない。

(出典:総務省)

# 1. 総論 (2) 国の行政機関の定員の推移

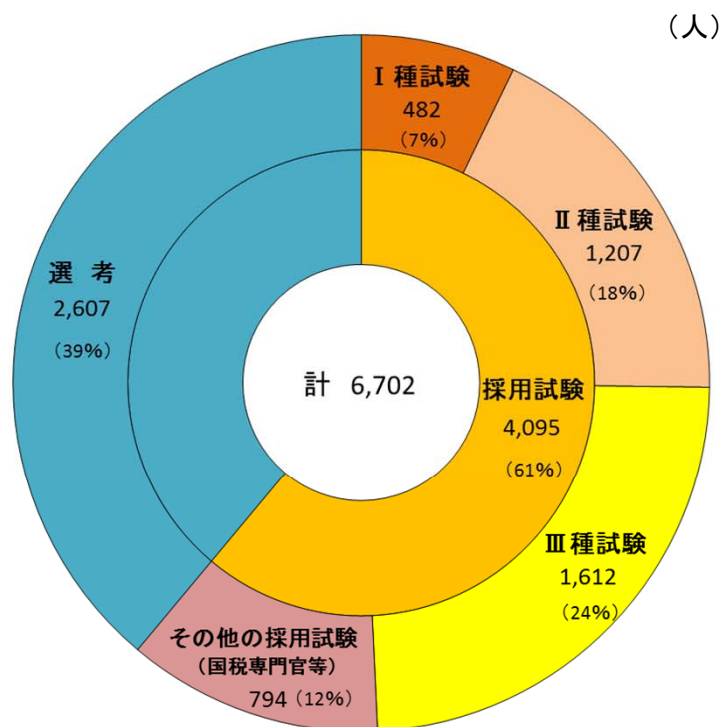


(出典:総務省)

## 2. 採用 (1) 国家公務員の採用・在職の状況

一般職国家公務員(給与法適用職員等)は約27万人在職。平成23年度に採用された一般職国家公務員は6,702人、そのうち4,095人がI種、II種、III種試験等の採用試験を通じて採用されている。

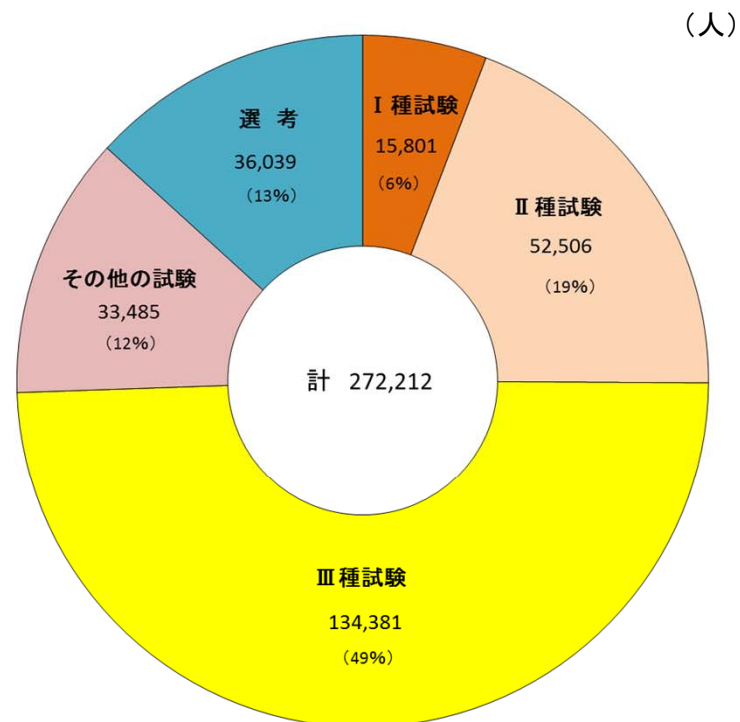
【一般職国家公務員の採用状況】



注1) 対象は給与法適用職員、任期付職員、任期付研究員。

注2) 特別職に属する職、地方公務員の職、特定独立行政法人以外の独立行政法人の職等に現に正式に就いている者の選考採用は除く。

【一般職国家公務員の在職状況】

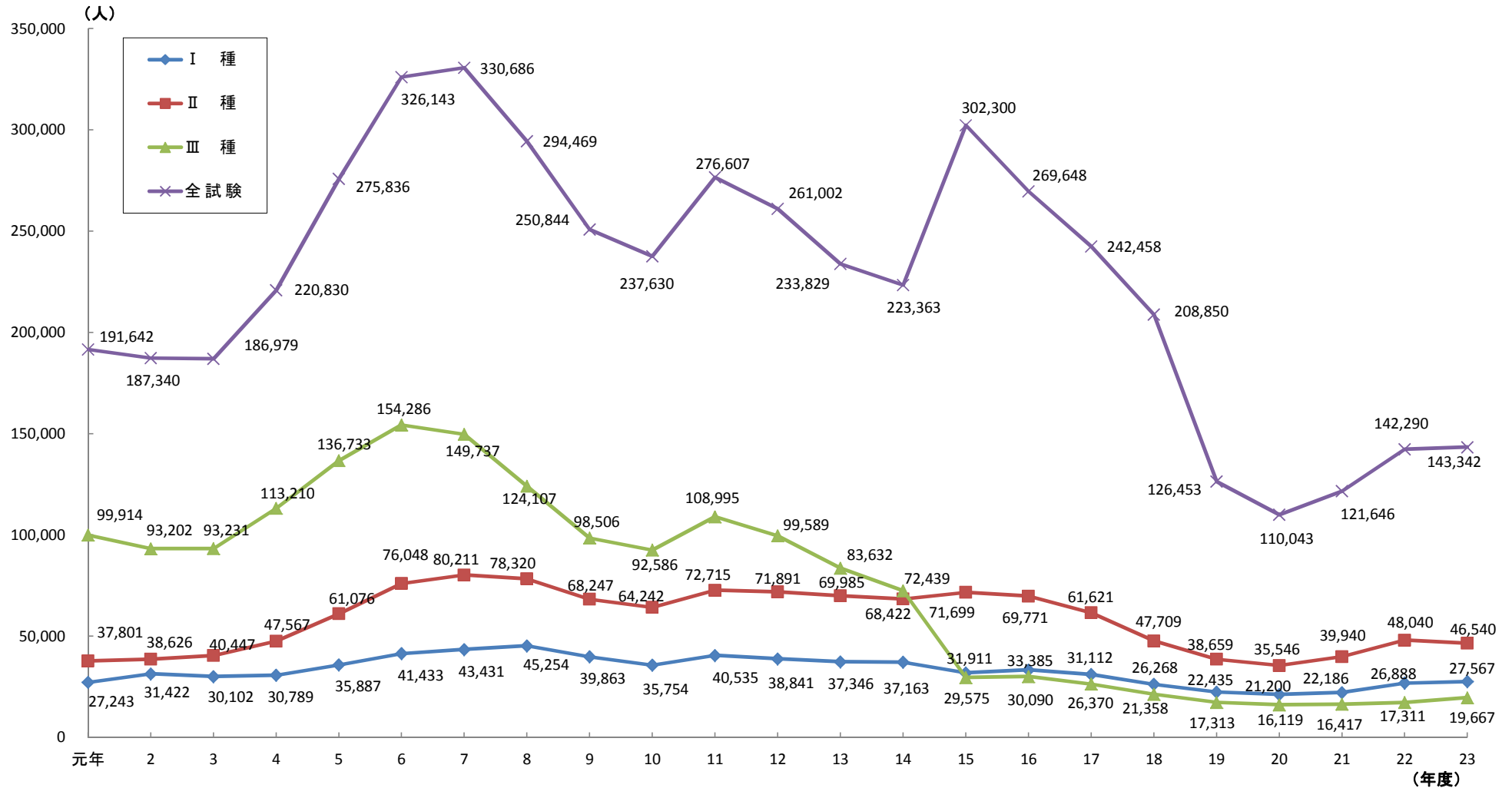


注) 対象は給与法適用職員、任期付職員、任期付研究員。

(出典: 人事院)

## 2. 採用 (2) 国家公務員採用試験の申込者数の推移(平成23年度まで)

国家公務員の採用試験の申込者数は、平成7年度をピークに減少に転じ、平成21年度以降は増加が見られるものの、中長期的には減少傾向。



注) 平成15年度の全試験の申込者数の大幅な増加は、日本郵政公社の採用試験が新設されたことを背景としている。また、平成19年度は郵政民営化のため、日本郵政公社の採用試験が実施されなかったことから、大幅な減少となっている。

(出典: 人事院)

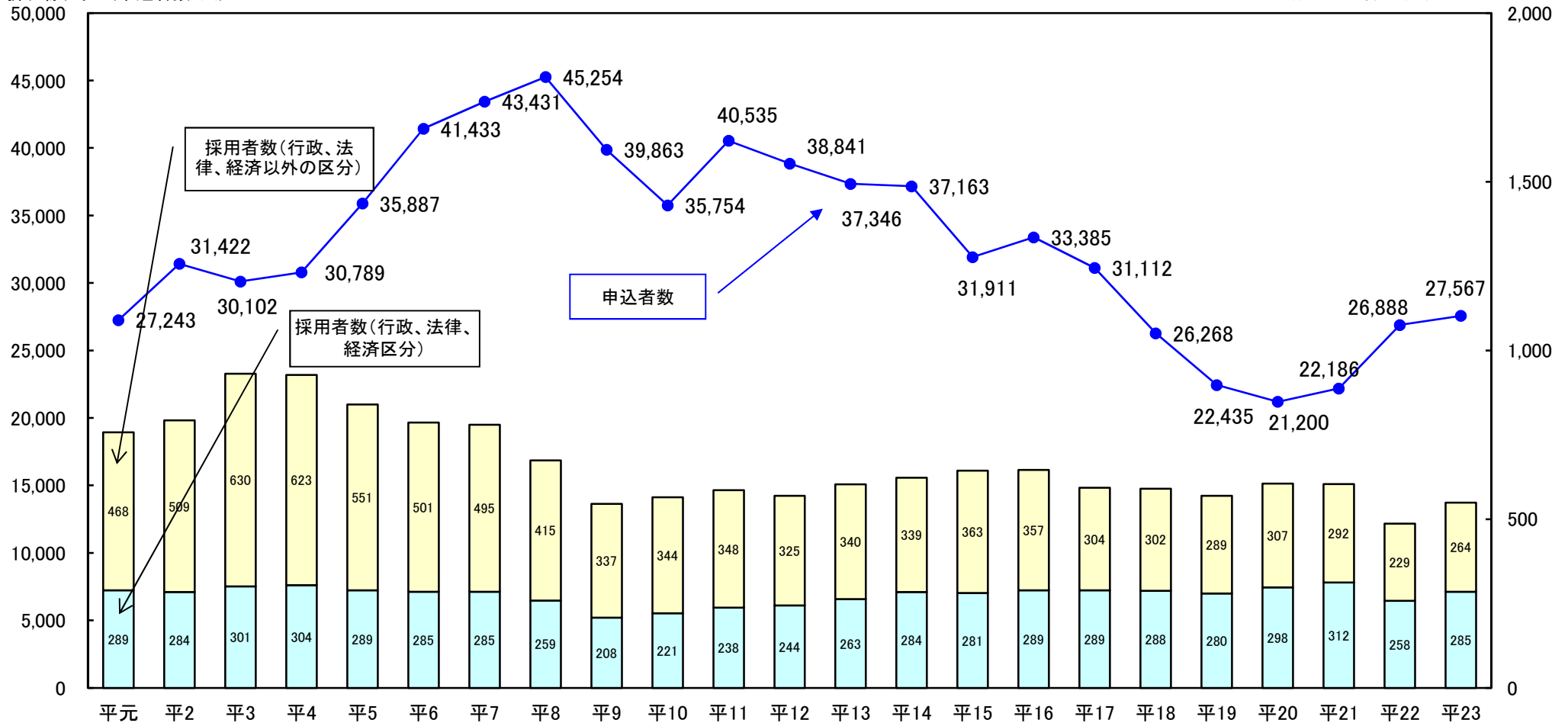
## 2. 採用

### (3) 国家公務員採用 I 種試験の申込者数、採用者数の推移

国家公務員採用 I 種試験の申込者数(平成元年以降)は、平成8年がピークであり、平成11年以降減少傾向に転じているが、平成20年以降は増加が見られる。

折れ線グラフ(申込者数・人)

棒グラフ(採用者数・人)



(試験年度)

注1) 採用者数は試験の翌年度に採用された者(平成元年度及び平成2年度を除き、過年度の試験に合格して採用された者を含む。)の数である。

注2) 平成24年度の採用者数は平成25年2月1日現在のものである。

(出典: 人事院)

## 2. 採用 (4) 採用試験の見直し(平成24年度)

平成24年度から、従来のI種、II種、III種試験等を廃止し、重視する能力に着目した新たな採用試験(総合職試験(政策の企画立案等の高度の知識・技術・経験を必要とする業務に従事)、一般職試験(主として事務処理等の定型的な業務に従事)、専門職試験(特定の行政分野に係る専門的知識を有するかを重視)等)を実施。

### 【新たな採用試験における見直しの視点・ポイント】

#### 1 能力・実績に基づく人事管理への転換の契機

キャリア・システムと慣行的に連関している採用試験体系を抜本的に見直すことにより、能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とする  
〔採用後の能力の発揮・実績に応じた適正な昇進選抜を実現〕

#### 2 新たな人材供給源に対応した試験体系

- ① 総合職試験に専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験を設ける
- ② 院卒者試験に新司法試験合格者を対象とした「法務区分」(秋試験)を設ける

#### 3 多様な人材の確保に資する試験体系

- ① 総合職試験に企画立案に係る基礎的な能力の検証を重視した「教養区分」(秋試験)を設ける
- ② 一般職試験に「社会人試験(係員級)」を設ける
- ③ 専門職試験に、国税専門官採用試験など現行の各種試験に加え、新たに専門的な職種を対象とした採用試験を設ける
- ④ 民間企業等経験を有する者を係長以上の職に採用するため「経験者採用試験」を設ける

#### 4 能力実証方法の改善

- ① 知識よりも論理的思考力・応用力の検証に重点を置いた「基礎能力試験」を設ける
- ② 人物試験をよりの確に行うため全ての試験で「性格検査」を実施
- ③ 院卒者試験に、政策の企画立案能力及びプレゼンテーション能力を検証する「政策課題討議試験」を導入

#### 5 中立・公正な試験の確保

### 【平成24年度採用試験の実施結果】

(総合職試験・一般職試験)

(人、倍)

	総合職試験				
		大卒程度	院卒者	大卒程度 (教養区分)	院卒者 (法務区分)
申込者数	25,110	20,224	3,657	1,134	95
合格者数	1,457	1,014	356	52	35
倍率	17.2	19.9	10.3	21.8	2.7
採用予定数	552	359	158	21	14
	一般職試験				
		大卒程度	高卒者	社会人 (係員級)	
申込者数	50,640	39,644	8,051	2,945	
合格者数	3,716	2,893	812	11	
倍率	13.6	13.7	9.9	267.7	
採用予定数	1,580	1,190	386	4	

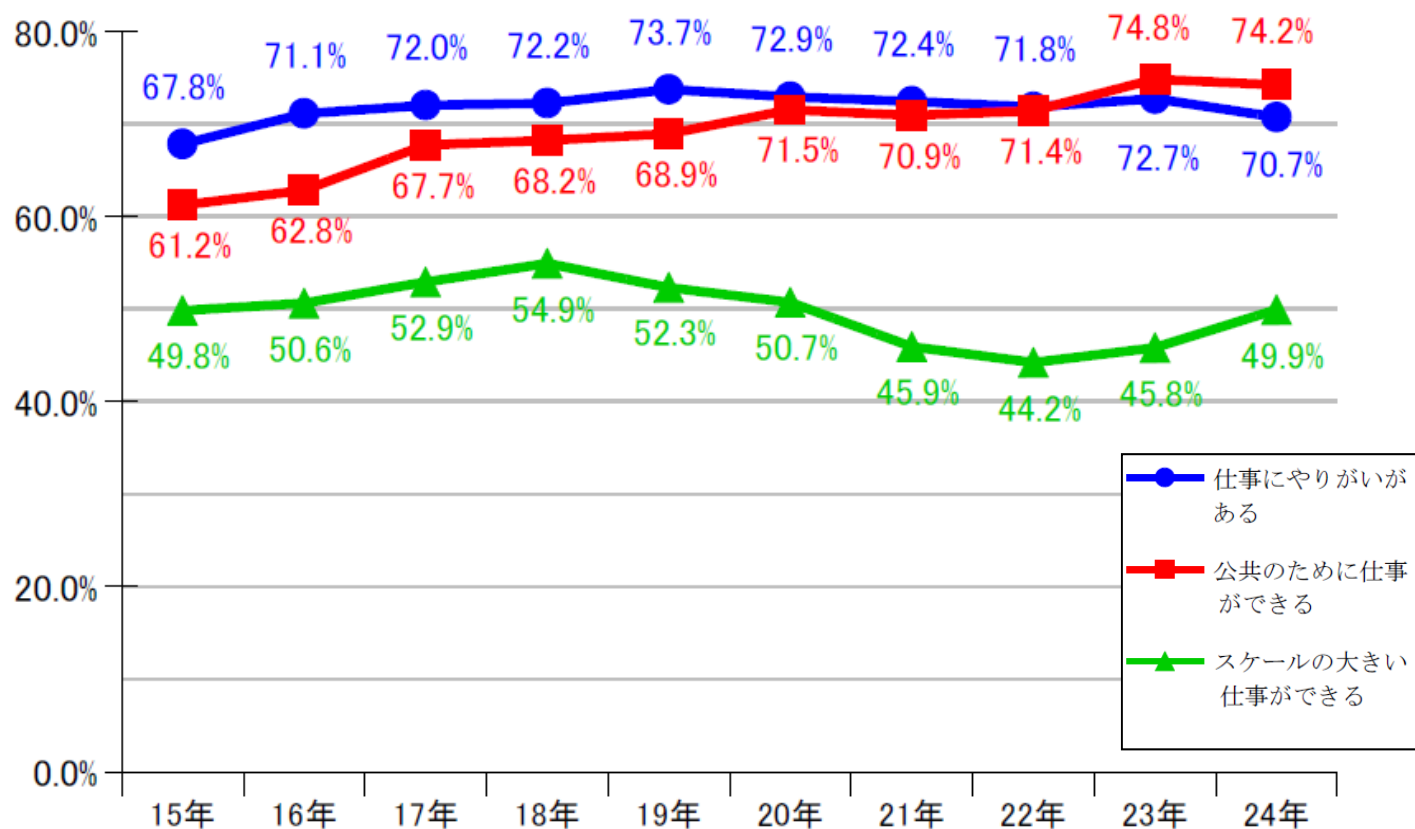
(出典:人事院)

## 2. 採用

### (5) 新規採用者（I種採用試験）の国家公務員の志望動機

新規採用者（I種採用試験）に対する人事院のアンケート調査によると、国家公務員の志望動機については、「公共のために仕事ができる」「仕事にやりがいがある」「スケールの大きな仕事ができる」と回答した者が大半を占めている。

【国家公務員の志望動機】



(出典:人事院)

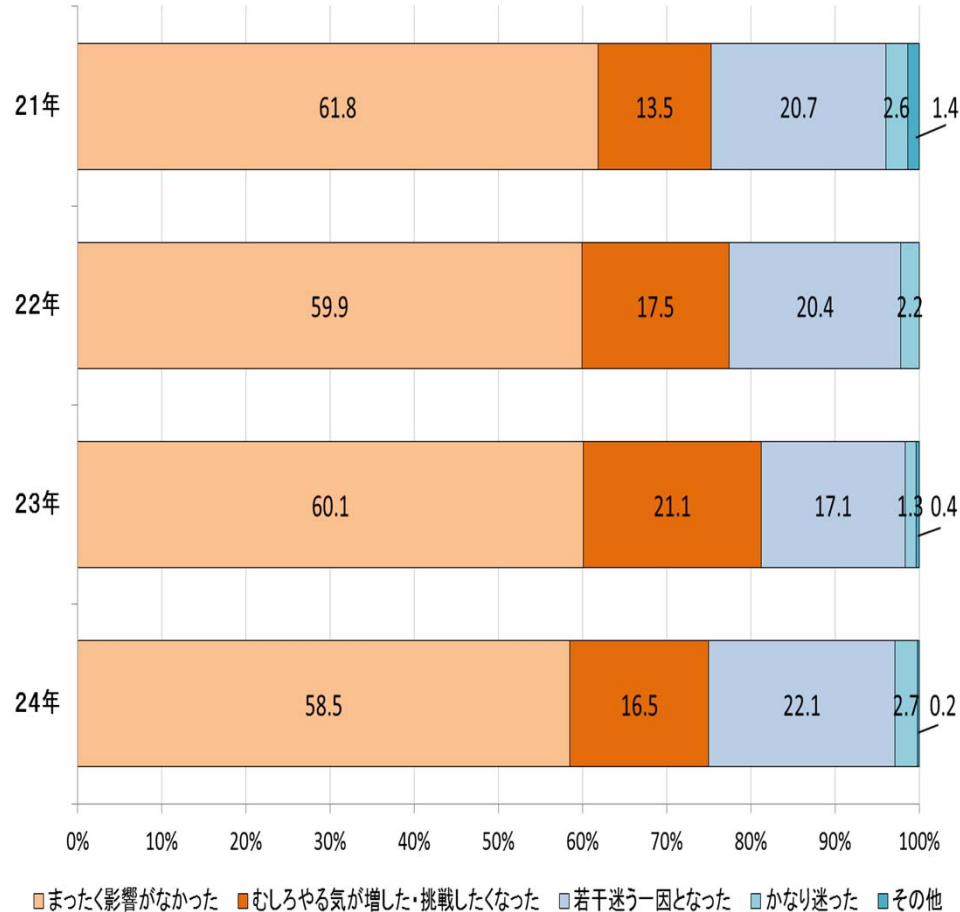


## 2. 採用

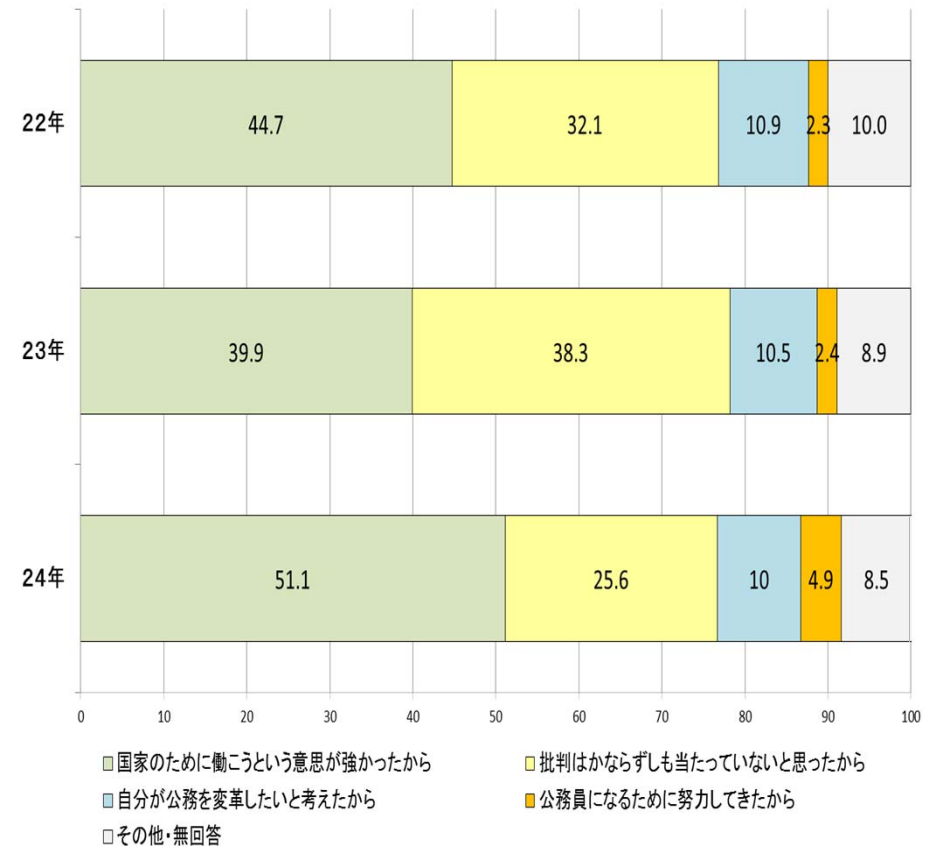
### (6) 新規採用者（I種採用試験）の意思決定における公務員批判の影響

新規採用者（I種採用試験）に対する人事院のアンケート調査によると、採用に至る意思決定における公務員批判の影響については、「全く影響がなかった」「むしろやる気が増した・挑戦したくなった」と回答した者が7割を超えている。また、その理由としては、「国家公務員のために働こうという意思が強かったから」「批判は必ずしも当たっていないと思ったから」等をあげている。

【採用に至る意思決定における公務員批判の影響】



【影響がなかった、むしろやる気が増した理由】



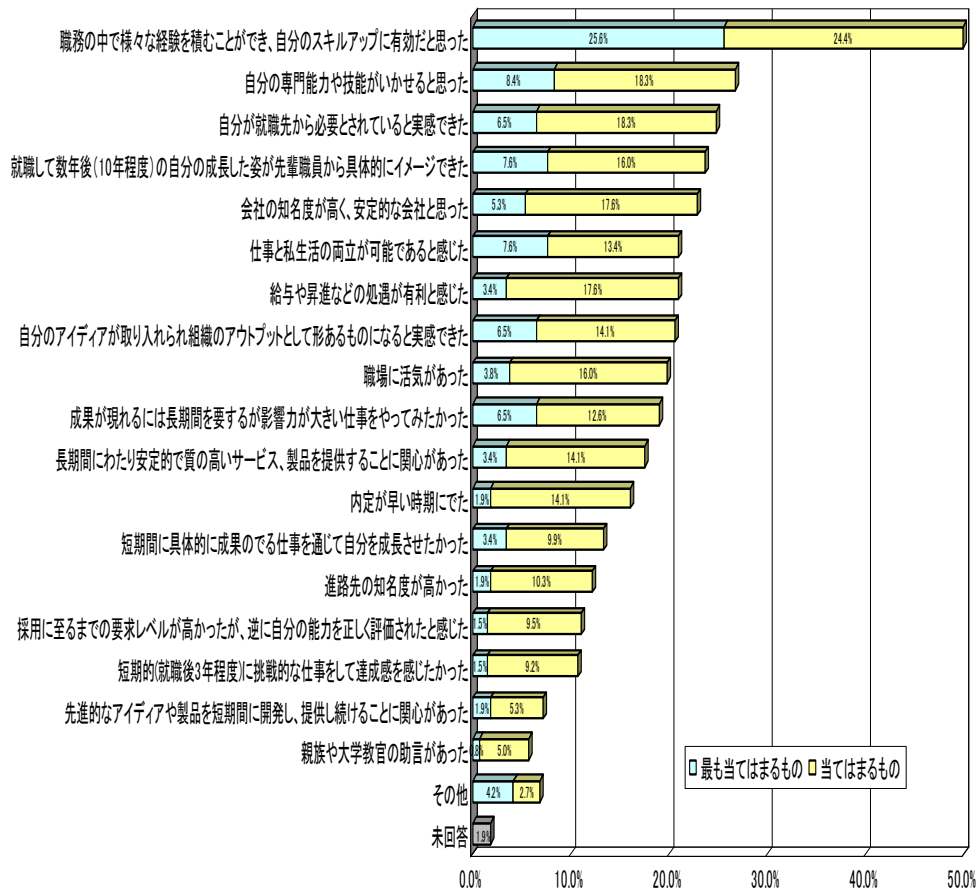
(出典：人事院)

## 2. 採用 (7) 大学生の就職先決定理由・公務員を希望しない理由

人事院のアンケート調査(H18.12~H19.1)によると、就職先を決めた大学4年生は、その理由として「スキルアップに有効」「専門能力がいかせる」「自分が必要とされていると実感できた」等をあげている。他方、大学3年生のうち公務員を希望しない学生は、その理由として「保守的で、創造的な仕事ができそうにない」「不祥事など社会的なイメージが悪い」「残業が多く私生活との両立が難しそう」等をあげている。

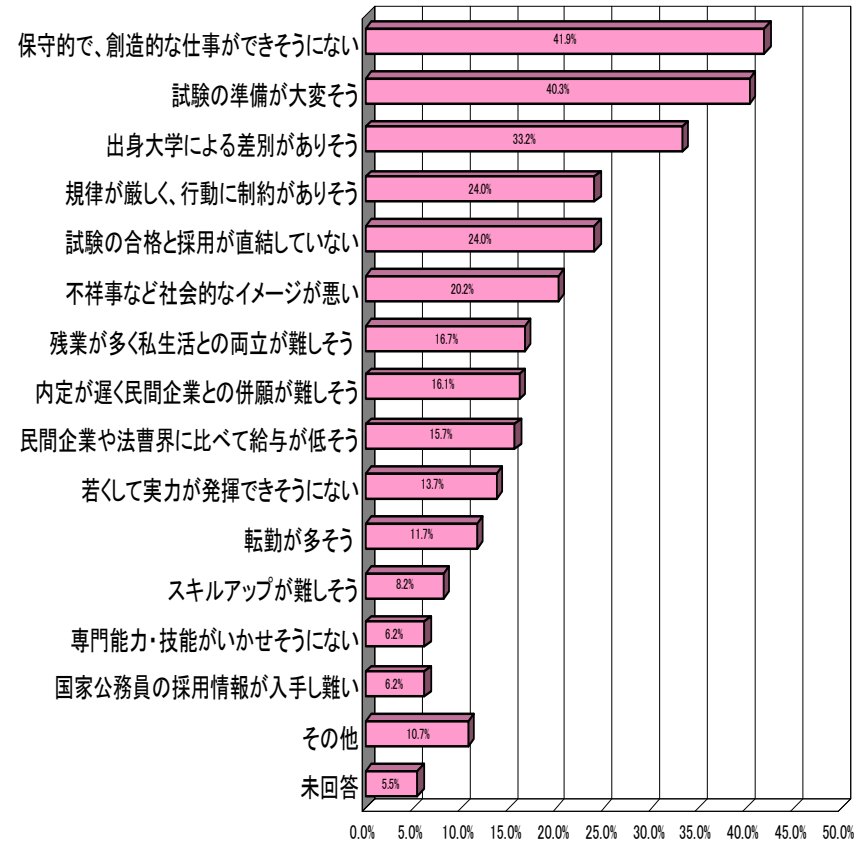
### 【就職先を決めた理由】

(大学4年生・就職予定者[公務員以外も含む]のみ)



### 【国家公務員を希望しない理由】

(大学3年生・公務員を希望しない者のみ)



(出典: 人事院)

### 3. 活用・育成

#### (1) 民間から国への職員の受入状況

官民人事交流法、任期付職員法、任期付研究員法、国家公務員法等に基づく選考採用等により、平成24年8月現在で、民間から国に4,167人を受け入れており、その数は近年増加傾向。

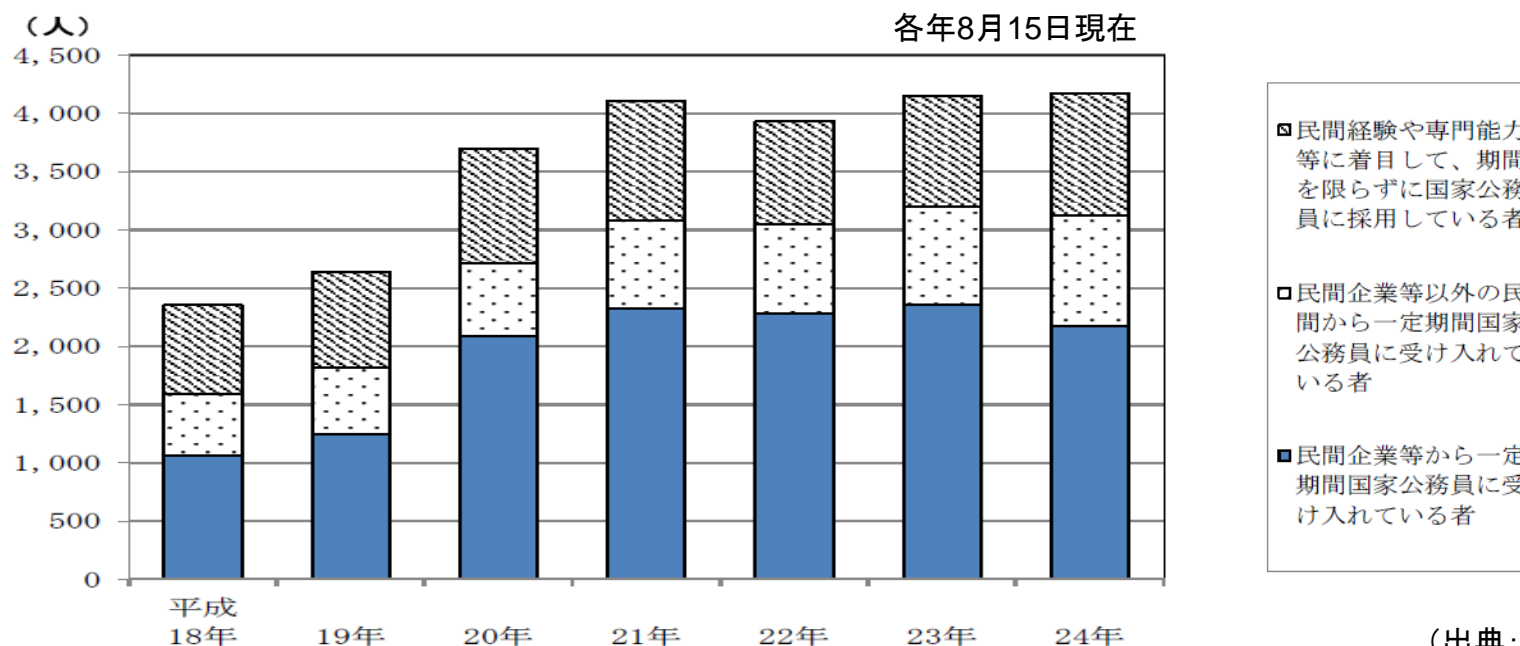
#### 【民間から国へ受け入れている者(平成24年8月15日現在)】

総数 4,167人 ※ 民間とは、国・地方公共団体及び特定独立行政法人以外をいう。

<内 訳>

- ① 民間企業、弁護士・公認会計士等及び大学教授等から一定期間国家公務員に受け入れている者 2,173人
- ② ①以外(非特定独立行政法人、公益法人等)から一定期間国家公務員に受け入れている者 947人
- ③ 民間経験や専門能力等に着目して、期間を限らずに国家公務員に採用している者 1,047人

#### 【民間から国への受入者数の推移(平成18年~平成24年)】



(出典:人事院、総務省)

### 3. 活用・育成

## (2) 官民人事交流法に基づく交流の状況

官民人事交流法に基づく官民人事交流については、平成23年における新規の交流派遣（府省の職員を民間企業に期間を定めて派遣）は62人、交流採用（民間企業の従業員を府省で任期を定めて採用）は112人で、いずれも過去最高。

#### 【交流の状況（平成23年）】

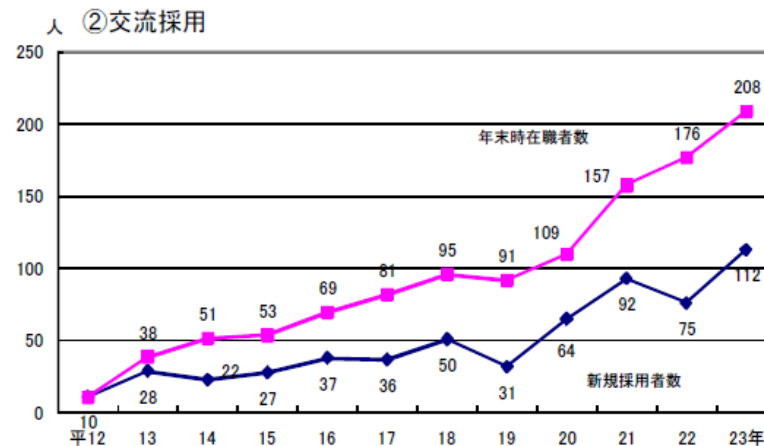
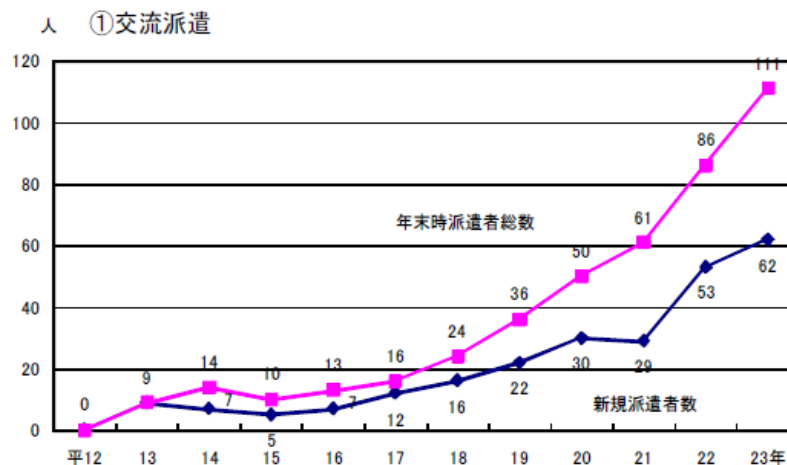
##### 1. 国の機関から民間企業への交流派遣者数

- ・ 新規派遣者数：12府省62人（平成22年：8府省53人）
- ・ 年末時派遣者総数：13府省111人（平成22年：12府省86人） ※ 平成18年（24人）の約4.6倍

##### 2. 民間企業から国の機関への交流採用者数

- ・ 新規採用者数：16府省112人（平成22年：14府省75人）
- ・ 年末時在職者数：18府省208人（平成22年：15府省176人） ※平成18年（95人）の約2.2倍

#### 【交渉派遣者数、交流採用者数の推移（平成12年～平成23年）】



（出典：人事院）

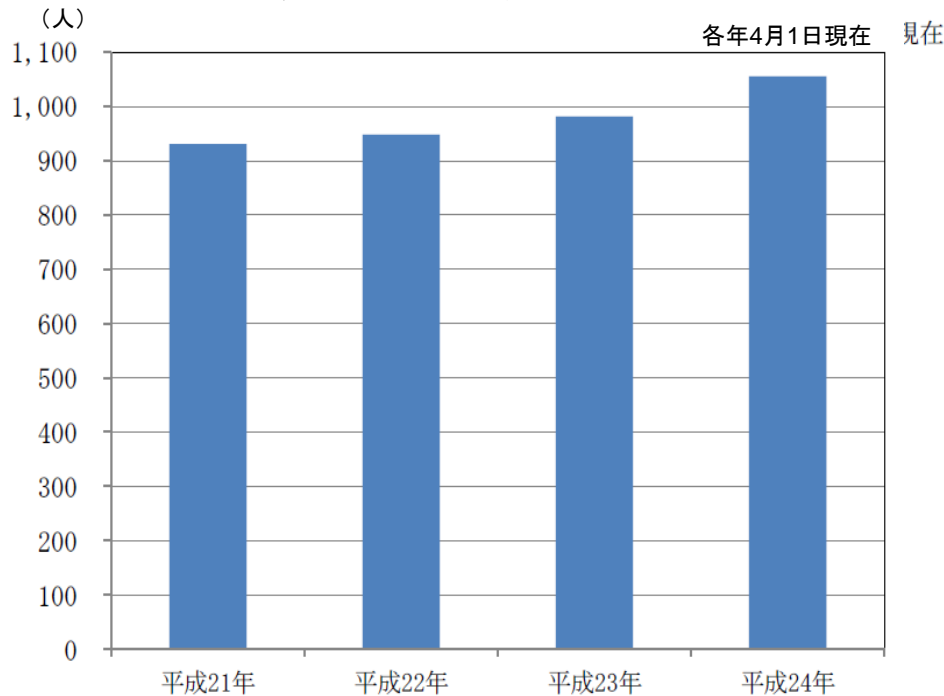
### 3. 活用・育成

### (3) 府省間人事交流の実施状況

各省庁間の緊密な連携の強化や広い視野に立った人材の養成の観点から、府省間人事交流を推進しており、近年、採用府省以外の府省勤務者数や他府省等への出向経験のある職員の割合は増加傾向。

【採用府省以外の府省勤務者数の推移】

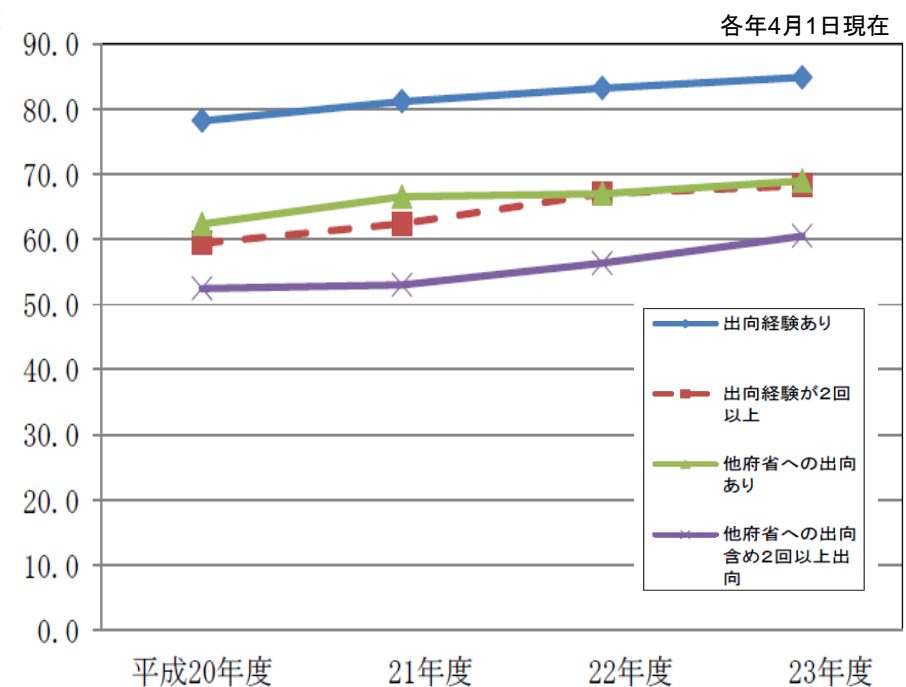
(本府省室長相当以上の職員(研究職を除く))



年次	平成21年	22年	23年	24年
本府省室長相当職以上の職員のうち採用府省以外の府省勤務者数	930人	948人	981人	1,055人
対前年増減数	—	18人	33人	74人

【他府省への出向経験のある職員の割合】

(本府省課長等に新たに就任した職員(研究職を除く))



注)

出向経験あり	採用府省以外の府省、国際機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等への出向経験がある職員
出向経験が2回以上	採用府省以外の府省、国際機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等への出向経験が2回以上ある職員
他府省への出向あり	採用府省以外の府省への出向経験がある職員
他府省への出向を含め2回以上出向	上記②「出向経験が2回以上」の職員のうち、採用府省以外の府省への出向が1回以上ある職員

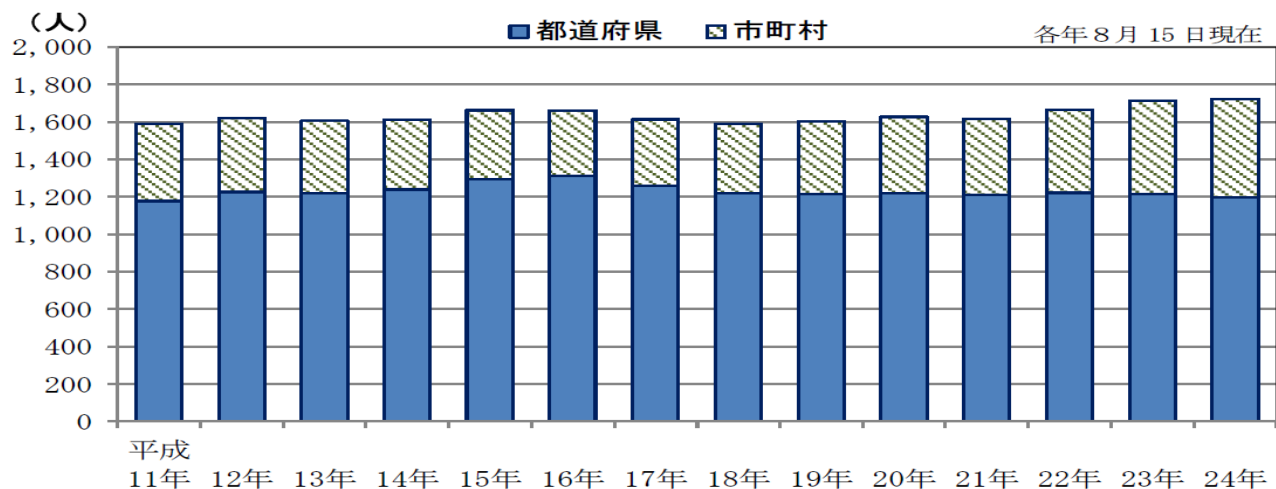
(出典:内閣官房、総務省)

### 3. 活用・育成

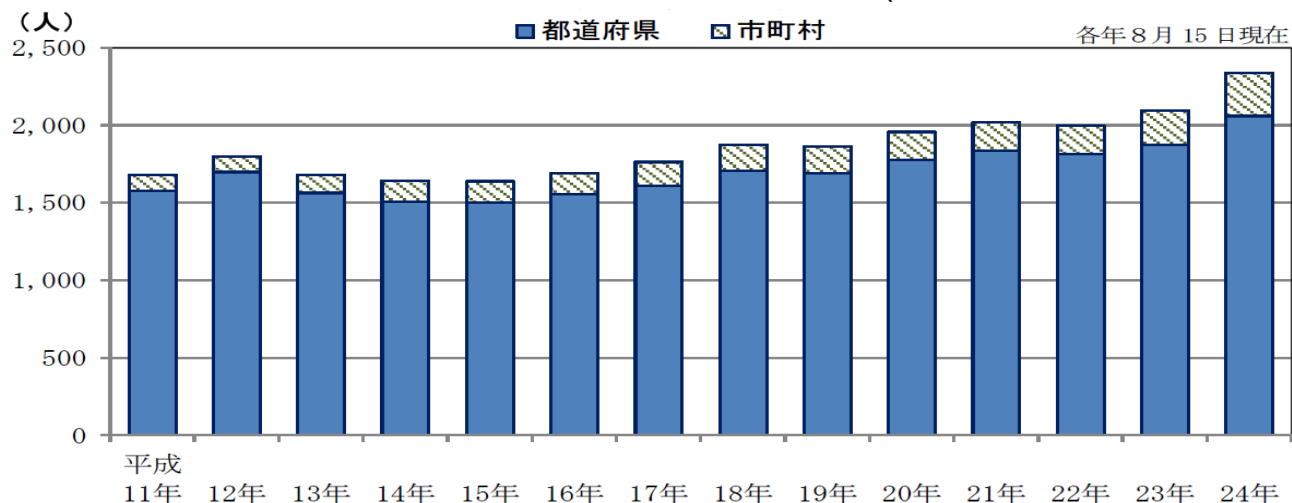
#### (4) 国と地方公共団体との間の人事交流状況

国と地方公共団体との間の人事交流については、平成24年8月現在、国から地方公共団体への出向者が1,722人、地方公共団体から国への受入者は2,338人となっている。

【国から地方公共団体への出向者数の推移(平成11年～24年)】



【地方公共団体から国への受入者数の推移(平成11年～24年)】



(出典:総務省)

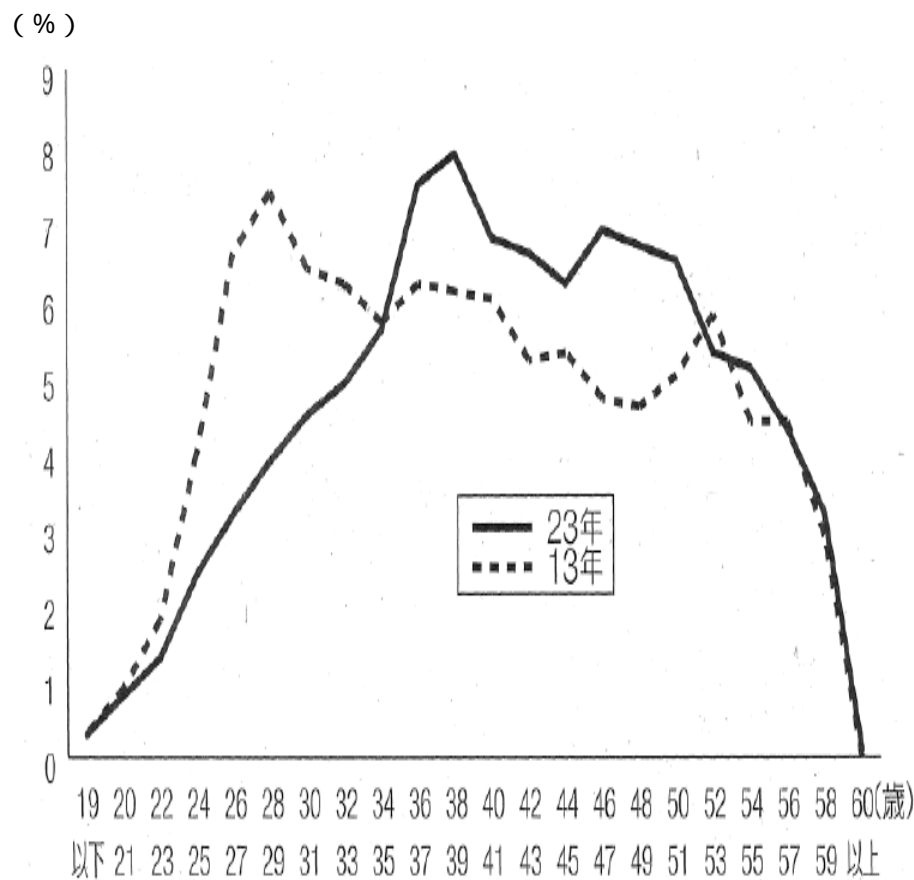


### 3. 活用・育成

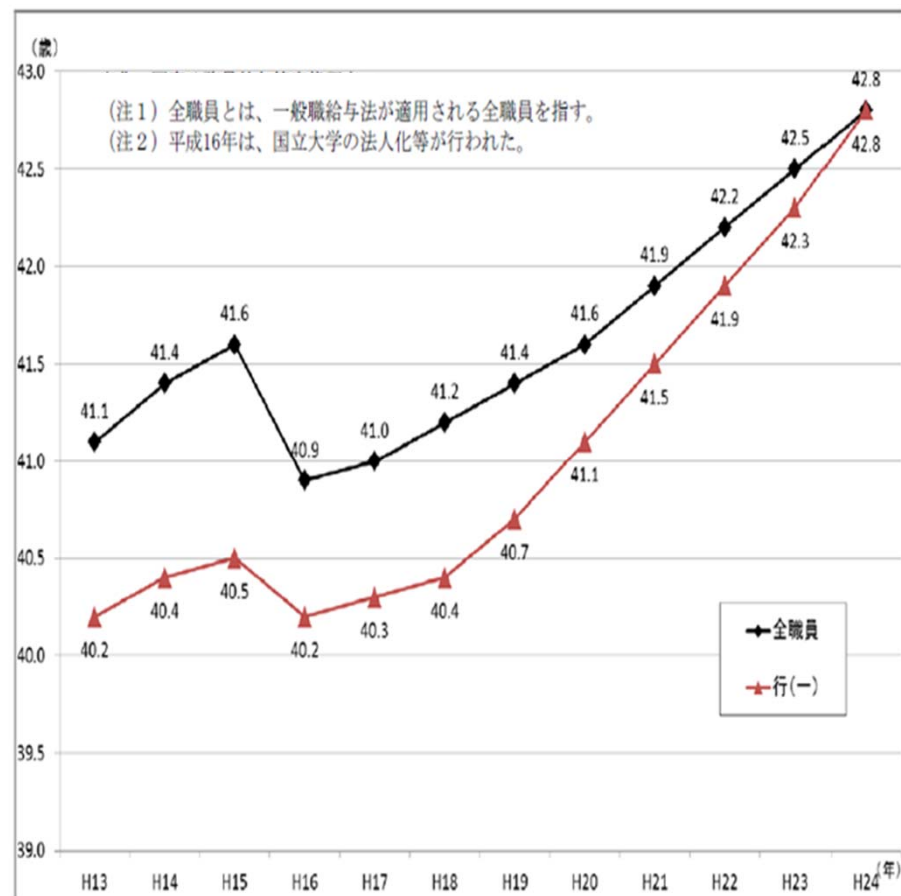
### (5) 国家公務員の年齢別構成

国家公務員の年齢別構成については、近年、高齢化が進んでいる。

【年齢階層別人員構成比(行政職(一))】



【平均年齢の推移】



(出典: 人事院)

## 4. 退職

### (1) 国家公務員の退職者数(退職理由別)

平成22年度の国家公務員(常勤・一般職)の退職者数は全体12,782人であるが、退職理由別に見ると、自己都合が5,728人、定年が4,824人、勸奨が761人となっており、前年度と比べると勸奨による退職者数が大幅に減少。

【常勤の一般職国家公務員の退職者理由別退職者数】

(人)

退職事由	20年度	21年度	22年度
	退職者数	退職者数	退職者数
計	17,336	17,730	12,782
定年	5,588	5,605	4,824
勸奨	3,038	2,595	761
自己都合	7,043	6,303	5,728
その他	1,667	3,227	1,469

注) 「その他」には、死亡等による退職者が含まれ、地方公務員等となった者等の退職手当が支給されていない者が除かれている。

(出典:総務省)



## 4. 退職

### (2) 国家公務員の再就職の状況

国家公務員のうち一般職の管理職職員であった者等の再就職の状況については、国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づき、内閣が毎年度公表。平成23年度分の合計は1,166件で、再就職先の区分ごとにみると、多い順に営利法人が347件(29.8%)、自営業が222件(19.0%)、公益法人が191件(16.4%)などとなっている。

#### 【国家公務員(一般職の管理職職員であった者等)の再就職の状況】

(件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国又は地方公共団体の機関	32	28	83
独立行政法人	55	13	15
特殊法人	49	13	16
認可法人	6	1	2
公益法人	462	155	191
学校法人等	106	73	86
その他の非営利法人	164	87	156
営利法人	258	239	347
自営業	241	112	222
その他	40	12	48
計	1,413	733	1,166

注1) 公益法人には、特例社団法人及び特例財団法人を含む。

注2) 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

(出典:内閣官房、総務省)